

○ 草の根パートナー型

平成16年度第1回 採択内定案件

I. 提案事業の概要	
1. 国名	ミャンマー
2. 事業名	子どもの健康と栄養事業
3. 事業の背景と必要性	カレン州では、国内でも特に子どもの健康・栄養状態が劣悪である。保健省の調査によると、5歳未満児の中重度栄養不良率は、40.1パーセントに上る。また、全ての予防接種を受けた子どもの割合は、56.4パーセントにしか過ぎない。安全な飲料水へのアクセスやトイレ普及も遅れている。子どもの生存・発達の権利を守るために、子どもの健康・栄養状態を地域レベルで改善することが必要である。
4. 事業の目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの栄養状態を改善する。 2. 子どもの家族やコミュニティ成員が正しい保健・栄養の知識を身につけ、行動を変容する。 3. 子どもの疾病および微量栄養素欠乏の予防と処置のために、医療従事者の能力を向上させ、医療機関の整備により、医療サービスを向上させる。 4. 適切な構造のトイレを普及し、飲料水用井戸を設置することにより、ハ工によって媒介される下痢などの疾病を予防する。
5. 対象地域	カレン州の20村（タウンシップは選定中）
6. 受益者層	5歳未満児、その母親、家族、地域住民、医療従事者
7. 活動及び期待される成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 5歳未満の中重度栄養不良児が、給食セッションに参加する。 2. 5歳未満児の母親やコミュニティ成員が、行動変容研修に参加する。 3. 助産婦など医療従事者が子どもの疾病や微量栄養素欠乏に関する研修に参加する。 4. 医療機関が整備され、医療サービスが強化される。 5. ハ工防止型トイレが普及する。 6. 飲料水用井戸を整備する。
8. 実施期間	2006年4月～2009年3月（3年間）
9. 事業費総額	49,998千円（予定）
10. 事業の実施体制	社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン・ミャンマー事務所スタッフが、保健省と連携の上、事業を実施する。
II. 実施団体の概要	
1. 団体名	社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
2. 活動内容	子どもの権利の推進のため、アジアで、保健、栄養、初等教育、幼児教育、子どもの参加推進など事業を、日本国内で開発教育を実施している。